



住宅等防犯対策補助金

詳しくは
こちらから



対象者

防犯対策を実施した住宅などの所有者、使用者、管理組合
※個人が申請する場合、同一世帯全員に市税の滞納がないこと。

対象になる防犯対策

市内の住宅(共同住宅を含む)や店舗、事業所で、令和6年10月30日以降に実施した防犯対策(2面参照)

※そのほか、サムターン・ロックカバー、センサーアラーム、モニター付きインターホンの取り付けなども対象になります。

●次の防犯対策は対象になりません

防犯カメラなどのリース・レンタル、防犯ブザーやスプレーなどの携行品、番犬の飼育、警備会社への委託など

補助金の額

防犯対策として支出した実費の2分の1(上限15,000円。1,000円未満切り捨て)

※複数の防犯対策を合わせた申請も可(上限額は15,000円)。

申請方法

2月12日(水)以降に申請書兼請求書(市HPまたは安全安心課(元気創造プラザ5階)で入手)・防犯対策を実施したことが分かる書類(領収書(写し可)または工事や購入物の内容が記載されたもの)・事業所の場合は建物などを使用していることが分かる書類を、直接または郵送で「〒181-0004新川6-37-1安全安心課」へ

よくある質問

Q 契約日が10月30日より前で、設置日が10月30日以降であった場合は対象になりますか。

A 領収書に記載された日付が10月30日以降の場合は対象になります。

Q 工事費はすべて対象となりますか。

A 撤去費、処分費、諸経費など、防犯対策品の設置以外の経費は対象外です。

Q 二世帯住宅で戸別にそれぞれが申請することや、賃貸マンション・アパートの賃借人からの申請はできますか。

A 二世帯住宅の場合、住民票の世帯が別で、図面などの書類により世帯が分かれていることが確認できれば各世帯での申請が可能です。また、賃貸であっても所有者の同意を得ていれば申請は可能です。

Q これから購入する際にお店から受け取った方が良い書類は何ですか。

A 申請者の宛名が入った領収書のほか、仕様書やカタログなど購入商品の機能が証明できるものを受け取ってください。

Q 購入は市内の店舗に限定されていますか。

A 市外の店舗やインターネットでの購入も対象になります。ただし、個人売買や支払いの事実を確認できない場合は対象外です。

Q クレジットカードや電子マネー、QRコード決済で支払った場合は対象になりますか。

A 対象になりますが、支払いが証明できる領収書などの書類を提出いただく必要があります。

※補助金の詳細は市HPまたは同課で配布している申請案内をご確認ください。

「共助」の取り組みも進めましょう

地域でパトロールを行っています

上連雀一丁目町会 防犯部長 加藤博さん

ごみ拾いなども兼ねて、月に3回、10人前後のメンバーでパトロールをしています。そのうち1回は徒歩と青パト(※)を併用し、不審な点などを見つけた場合は、警察へすぐに通報するよう心掛けています。

パトロールを実施するようになって、地域での事件や事故、駐車違反、不審者の出没などが少なくなった印象があります。また、参加者同士や参加者と住民間のコミュニケーションも生まれます。こうしたことの積み重ねにより、犯罪者を寄せ付けない、犯罪に強い地域をつくっていきたくです。



青パトとは?



青色回転灯を装着した安全安心パトロール車のこと。市では青パトを3台所有し、定期的に巡回しているほか、地域で行う自主防犯パトロール活動への貸し出しも行っています。



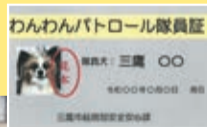
講習会を受講し、青パトを15年以上運転しているという加藤さん

地域の防犯力向上を目的とした こんな共助の取り組みも!



日ごろの生活習慣が地域の見守り活動につながります。

愛犬との散歩中に
わんわんパトロール



運動しながら
ジョギングパトロール



「みちか安全安心メール」で 市内の防犯情報をいち早くキャッチ!

犯罪・不審者情報や自然災害情報など、市内の安全・安心に関する情報をメールで配信しています。配信登録はmaam@req.jpへ空メールを送信してください。